杉並スクエアダンスクラブ 会則

平成30(2018)年4月より施行

I 総則

名称 本会は、杉並スクエアダンスクラブといい、愛称をピーエムスクエアーズ (PMスクエアーズ) という。

所在地 本会の所在地は会長宅とする。

ただし、会長宅が杉並区以外の場合には杉並区に事務局を置くこととする。

- 目的 1) 本会は スクエアダンス愛好者で構成し明るく楽しく踊ると共に、会員 相互の交流及び親睦、スクエアダンスの普及発展を目的とする。
 - 2) 本会は 目的を達成するため次の活動を行う。
 - ① 会員のための例会
 - ② 地域に密着したスクエアダンスの普及活動
 - ③ 会員相互の親睦 スクエアダンス愛好者間の交流
 - ④ 創立記念事業

Ⅱ会員

- 資格 1) 本会の会員は 本会の目的に賛同して入会した個人とする。
 - 2) 本会の会員は 原則として一般社団法人日本スクエアダンス協会(S協)会 員に登録するものとし、他のS協加盟クラブの会員に登録してはならない。
- 入会 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出する。
- 会費 1) 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
 - 2) 諸般の事情により臨時会費を必要とする場合総会の議決を経て徴収することができる。
- 休会 1) 会員は、やむを得ない理由で3か月以上例会に出席できない場合、休会することができる。
 - 2) 休会しようとする会員は、休会届を提出するものとする。
- 退会 1) 会員は本会を任意に退会することができる。
 - 2) 退会に当たっては、退会届を提出するものとする。
 - 3) 本会の名誉を傷つけ目的に反する行為をした会員には、リーダー会の議を経た上、 退会を勧告することができる。

Ⅲ役員

定数 本会には、次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 若干名、 監査役 1名もしくは若干名 及び 各業務担当のリーダー。

- 選任 1)会長、副会長、監査役は、総会において選任する。
 - 2) リーダーは各業務組織のメンバーの互選とする。
- 職務 1)会長は本会を代表し、その業務を総括する。
 - 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代行する。
 - 3) リーダーは、別に定める本会の日常の業務を処理する。
 - 4)会長、副会長、リーダーはリーダー会を構成し、本会則の定め及びリーダー会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 5) 監査役は次に掲げる業務を行う。
 - ① 本会の運営及び会計の状況を監査すること。
 - ② 上記業務執行のため、必要がある場合リーダー会に出席すること。
 - ③ 必要がある場合総会を招集すること。
- 任期 役員の任期は、会長、副会長、監査役の任期は2年とし、業務担当リーダー の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

Ⅳ会議

- 種別 1) 本会の会議は、総会及びリーダー会の2種類とし、夫々会員をもって構成する。
 - 2)総会は、通常総会及び臨時総会とする。

総会の機能

総会では次の事項について決議する。

- 1) 会則の変更。
- 2) 解散及び合併。
- 3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- 4) 事業報告及び収支決算
- 5) 会長、副会長、監査役の選任又は解任。
- 6) 会費の額。
- 7) その他本会の運営に関する重要事項。

総会の開催

- 1) 通常総会は、毎年1回とし、事業年度会計監査終了後、速やかに開催する。
- 2) 臨時総会は、リーダー会または監査役が必要と認め召集の請求をした場合に開催する。 総会の議長 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

総会の書記 書記は総務担当とする。

総会の定数及び議決

- 1) 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2) 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

総会の議事録 総会の決議事項の議事録は書記が作成する。

リーダー会の機能

リーダー会では、次の事項を協議決定する。

- 1)総会に付議すべき事項。
- 2)総会の決議を要しない業務の執行に関する事項。
- 3) 臨時総会招集の請求

リーダー会の開催

- 1) 定例リーダー会は、原則毎月1回開催する。
- 2) 会長が必要と認めたとき。

リーダー会の議事録

リーダー会の議事については、議事録を総務担当が作成する。

V会計

事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

収支決算報告

収支計算書等決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに会計係が作成し、 監査役の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

余剰金について

決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。 会計規定は別途定める

以上